



難聴でお悩みのご高齢の皆様へ

大村市は 補聴器の購入をサポートするため、 補助金を支給します。

大村市では、認知症リスク因子の一つである「難聴」の改善のため、補聴器購入費の一部を補助します。耳鼻咽喉科の医師と一緒に、補聴器購入前からの適切な診断と相談によって、快適に補聴器を使い続け、聞こえの改善による日常生活や社会参加を支援します。



対象者

- 01 本市に住所を有する65歳以上の者。
- 02 両耳の聴力レベルがいずれも50デシベル以上あること。
- 03 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める聴覚障害の障害等級に該当しないこと。
- 04 補聴器の装用により、認知機能の低下の防止等一定の効果が期待できると医師が判断する者。
- 05 介護保険料を滞納していない者。
- 06 過去5年以内に本補助金の交付を受けていない者。

補助金の額

補聴器代金の10分の9の額

ただし上限は39,000円

注意事項

- ・申請には医師の意見書が必要です。
- ・補助金の交付が決定する前に購入されたものについては補助の対象になりませんのでご注意ください。!
- ・管理医療機器の補聴器の購入費が補助対象であり、医療機器認定を受けていない集音器は補助の対象外です。(付属品のみ、修理やメンテナンス等の費用も補助対象外です。)
- ・補聴器の購入に悩まれたら、耳鼻咽喉科医にご相談下さい。

お問い合わせ

大村市長寿介護課【TEL】20-7301

詳しくはHPからご確認ください

<https://www.city.omura.nagasaki.jp>

検索



申請手続きの流れ



- 1 まずは長寿介護課、またはお近くの耳鼻咽喉科に相談して下さい。
- 2 耳鼻咽喉科を受診し、補助の対象者として、補聴器の使用が必要と医師が認めるときは意見書を記載してもらって下さい。
※受診の結果、補助の対象とならない場合があります。
※受診料・検査料・意見書作成料等は自己負担です。
- 3 補聴器を購入予定の店舗で、見積書と仕様書をもらって下さい。
- 4 「交付申請書」、「意見書」、「見積書」、「仕様書」を長寿介護課窓口までご提出ください。
審査後、補助要件を満たしていることが確認できた場合は、市から申請者に「交付決定通知書」、「補助券」、「請求書」が届きます。
- 5 後日「補助券」が届いたら、補聴器を購入し領収書をもらって下さい。
※領収書の宛名は申請者本人でお願いします。
- 6 「交付決定通知書」の写し、「請求書」、「補助券」、「領収書」を長寿介護課にご提出ください。
- 7 補助金をご指定の口座にお振り込みいたします。

※購入業者に補助金の請求を委任する場合は、補聴器購入時に「補助券」を業者に渡して、補聴器代金から補助金を差し引いた額をお支払いください。業者は購入者に領収書を発行し、「請求書」に「補助券」を添えて窓口へご提出ください。補助金は購入業者の口座にお振り込みされます。詳しくは窓口にお問合せください。

大村市長寿介護課

〒856-0832 大村市本町458番地2

☎ 0957-20-7301

詳しくはWEBからご確認下さい

<https://www.city.omura.nagasaki.jp>

大村市 補聴器

検索

